

公的職業訓練（委託訓練及び求職者支援訓練）実施機関の皆様へ

就職支援における「職業紹介」について（注意喚起）

平成29年1月
北海道労働局

公的職業訓練の実施にあたっては、各訓練実施機関において、就職支援責任者を配置し、受講生に対する就職支援を行うこととしておりますが、**訓練実施機関が「職業紹介」を行うためには、訓練を実施する事業所が職業安定法の規定に基づき、無料職業紹介事業の届出をしていること、若しくは許可を受けていること、又は有料職業紹介事業の許可を受けていることが必要となります。**

同法に基づく届出・許可なく、職業紹介を行った場合には、受講生に対する就職支援の一環であっても同法に違反することとなりますのでご注意ください。

各訓練実施機関におかれては、法令の遵守のもと積極的な就職支援の実施をお願いいたします。

（参考）

職業紹介事業の概要や手続きについては、こちらをご覧ください。

「厚生労働省 職業紹介事業パンフレット-許可・更新等マニュアル-」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116946.html>